

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子供・若者を取り巻く環境の変化の結果、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化
こうした状況を踏まえ、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定

2 計画の位置付け

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画
(2) 「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、これまでに策定されてきた様々な分野の計画等の中から子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化し、都における取組・現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進

3 計画の対象

0歳から概ね30歳未満の子供・若者
施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象

4 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

1 計画の理念

全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援

2 基本方針

- 基本方針Ⅰ
全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
● 基本方針Ⅱ
社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
● 基本方針Ⅲ
子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

3 施策推進の視点

- 視点1
一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点
● 視点2
子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点
● 視点3
子供・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組む視点

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

- (1) 基本的生活習慣の形成
(2) 確かな学力の育成
(3) 豊かな人間性の育成
(4) 健やかな心と体をつくる

区に対応状況（計画、施策）

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

2 社会形成、社会参加できる力の育成

- (1) 時代の変化に対応できる力の育成
(2) 社会貢献の精神の育成
(3) 健康・安全に生活できる力を養う
(4) 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

3 社会的・職業的自立を支援

- (1) 就業能力・意欲の習得の促進
(2) 職業教育、職業訓練の充実
(3) 様々な就業支援
(4) 社会生活において必要な知識の付与

中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画
くっJOBなかの
中野くらしサポート

4 学びの機会の確保

- (1) 就園・就学支援
(2) 様々な学習支援

中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1 困難な状況ごとの取組

- (1) いじめ
(2) 不登校・中途退学
(3) 障害のある子供・若者への支援
(4) 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策
(5) ひきこもり対策
(6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
(7) ひとり親家庭に育つ子供への支援
(8) 自殺対策
(9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

2 被害防止と保護

- (1) 児童虐待防止対策
(2) 社会的養護体制の充実
(3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

III 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1 家庭の養育力・教育力の向上

- (1) 子育て支援の充実
(2) 家庭教育への支援

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン
健康福祉総合推進計画

2 家庭・地域と一体となった学校の活性化

- (1) 開かれた学校づくり
(2) 放課後の居場所づくり
(3) 地域における多様な活動の場の提供

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン

3 子供・若者の育成環境の整備

- (1) 地域における子供の安全対策
(2) 社会環境の健全化の推進
(3) 地域で推進する「こころの東京革命」

子ども・子育て支援事業計画
中野区教育ビジョン

第4章 推進体制等の整備

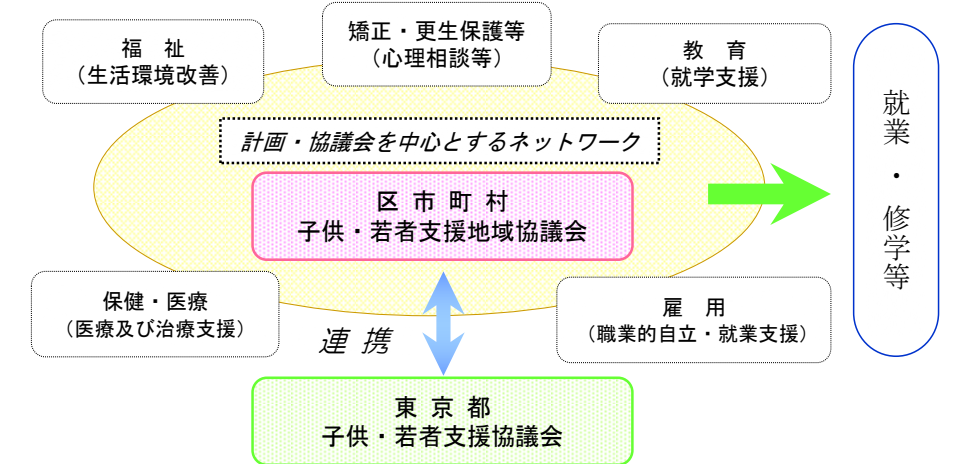
1 都の役割

- 東京都子供・若者支援協議会等の効果的運営により計画を推進
● 区市町村の子供・若者育成支援施策の円滑な実施に資するNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成及び資質の向上
● 先駆的・モデル的事業に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供し、区市町村の主体的な事業実施を支援

2 区市町村の役割

- 住民に身近な自治体として、区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築
● 地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画の策定と、地域における子供・若者育成支援ネットワークの設置

地域における子供・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



【本計画の特色】

- 「社会的自立」の重要性に着目
青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を記載
● 施策の一覧化
関係各局等の子供・若者施策を取りまとめて見える化
● 区市町村の役割の明確化
住民に身近な区市町村が、地域の実情に応じて、必要となる支援体制を整備